

11. 滋賀県子ども・青少年施策推進本部設置規程

平成19年5月2日滋賀県訓令第45号・滋賀県教育委員会教育長訓令第16号・滋賀県警察本部訓令第23号

改正

平成19年12月22日訓令第58号・教育委員会教育長訓令第23号・警察本部訓令第38号
平成20年 4月 1日訓令第11号・教育委員会教育長訓令第14号・警察本部訓令第16号
平成21年 4月 1日訓令第12号・教育委員会教育長訓令第9号・警察本部訓令第14号
平成22年 4月 1日訓令第7号・教育委員会教育長訓令第7号・警察本部訓令第12号
平成23年 4月 1日訓令第11号・教育委員会教育長訓令第11号・警察本部訓令第16号
平成23年 7月26日訓令第51号・教育委員会教育長訓令第24号・警察本部訓令第31号
平成24年 4月 1日訓令第11号・教育委員会教育長訓令第6号・警察本部訓令第10号
平成25年 4月 1日訓令第7号・教育委員会教育長訓令第8号・警察本部訓令第13号
平成26年 4月 1日訓令第7号・教育委員会教育長訓令第7号・警察本部訓令第15号
平成27年 4月 1日訓令第9号・教育委員会教育長訓令第9号・警察本部訓令第20号

滋賀県子ども・青少年施策推進本部設置規程

滋賀県子ども・青少年施策推進本部設置規程を次のように定める。

(設置)

第1条 子ども・青少年育成および少子化対策を総合的かつ有機的に推進するため、滋賀県子ども・青少年施策推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 子ども・青少年育成および少子化対策の推進に関する基本的かつ総合的な事項に関すること。
- (2) 子ども・青少年育成および少子化対策の推進に係る関係行政機関との連絡調整に関すること。
- (3) その他子ども・青少年育成および少子化対策の推進について必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 推進本部の構成員は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本部長
- (2) 副本部長
- (3) 本部員
- (4) 幹事
- (5) 連絡員

2 本部長は、副知事をもって充てる。

3 副本部長は、健康医療福祉部長の職にある者をもって充てる。

- 4 本部員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 幹事は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 6 本部長は、前2項に定めるもののほか、必要と認める者を本部員または幹事に命じ、または委嘱することができる。
- 7 連絡員は、幹事とその属する課または機関の職員のうちから推薦する者をもって充てる。

(構成員の職務)

第4条 本部長は、推進本部の事務を統轄する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき、または本部長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 本部員は、それぞれの職務に応じて所掌事務を行う。
- 4 幹事は、それぞれの職務に応じて本部員を補佐し、所掌事務を行う。
- 5 連絡員は、それぞれの職務に応じて、幹事を補佐し、上司の命を受けて所掌事務を行う。

(会議)

第5条 推進本部の会議は、本部員会議、幹事会議および連絡員会議とする。

- 2 本部員会議は、本部長、副本部長および本部員で構成し、本部長が招集し、第2条に規定する事項について審議決定する。
- 3 幹事会議は、幹事で構成し、健康医療福祉部子ども・青少年局長の職にある幹事が招集し、第2条に規定する事項を協議する。
- 4 連絡員会議は、健康医療福祉部子ども・青少年局副局長の職にある幹事および連絡員で構成し、健康医療福祉部子ども・青少年局副局長の職にある幹事が招集し、第2条に規定する事項の協議に必要な事務を行う。

(事務局)

第6条 推進本部の事務を処理するため、健康医療福祉部子ども・青少年局に事務局を置く。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、推進本部について必要な事項は、本部長が定める。

付 則

- 1 この訓令は、平成19年5月5日から施行する。
- 2 次に掲げる訓令は、廃止する。
 - (1) 滋賀県青少年・子ども育成推進本部設置規程（昭和45年滋賀県訓令第5号、滋賀県教育委員会教育長訓令第1号、滋賀県警察本部訓令第5号）
 - (2) 滋賀県少子化対策推進本部設置規程（平成13年滋賀県訓令第45号、滋賀県教育委員会教育長訓令第21号、滋賀県警察本部訓令第19号）

付 則（平成19年訓令第58号・教育長訓令第23号・警本訓令第38号）

この訓令は、平成19年12月22日から施行する。

付 則（平成20年訓令第11号・教育長訓令第14号・警本訓令第16号）

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

付 則（平成21年訓令第12号・教育長訓令第9号・警本訓令第14号）

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

付 則（平成22年訓令第7号・教育長訓令第7号・警本訓令第12号）

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

付 則（平成23年訓令第11号・教育長訓令第11号・警本訓令第16号）

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

付 則（平成23年訓令第51号・教育長訓令第24号・警本訓令第31号）

この訓令は、平成23年7月26日から施行する。

付 則（平成24年訓令第11号・教育長訓令第6号・警本訓令第10号）

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

付 則（平成25年訓令第7号・教育長訓令第8号・警本訓令第13号）

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

付 則（平成26年訓令第7号・教育長訓令第7号・警本訓令第15号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

付 則（平成27年訓令第9号・教育長訓令第9号・警本訓令第20号）

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

総合政策部長 総務部長 琵琶湖環境部長 商工観光労働部長 農政水産部長 土木交通部長 教育委員会教育長 警察本部長
--

別表第2（第3条関係）

知事直轄組織	秘書課長
総合政策部	企画調整課長 県民活動生活課長 文化振興課長 人権施策推進課長
総務部	総務課長 人事課長 市町振興課長
琵琶湖環境部	環境政策課長 森林政策課長
健康医療福祉部	健康福祉政策課長 健康医療課長 医療福祉推進課長 障害福祉課長 薬務感染症対策課長 子ども・青少年局長 子ども・青少年局副局長
商工観光労働部	商工政策課長 中小企業支援課長 労働雇用政策課長 女性活躍推進課長 観光交流局副局長
農政水産部	農政課長 農業経営課長
土木交通部	監理課長 交通戦略課長 都市計画課長 住宅課長
教育委員会事務局	教育総務課長 学校支援課長 学校教育課長 人権教育課長 生涯学習課長 スポーツ健康課長
警察本部	生活安全企画課長 少年課長
健康福祉事務所	所長